



## 環境の保全の見地からの意見

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について、愛知県環境影響評価条例第4条の7第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

令和8年2月3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施にあたっては、当該事業に係る計画段階環境配慮書に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要である。

### 1 対象事業の内容に関する事項

供用時におけるごみ収集車両の滞留による交通渋滞や工事中に発生する濁水による河川への影響などが懸念されるため、より周辺環境に配慮した事業計画及び工事計画を策定すること。

### 2 環境影響評価に関すること

#### (1) 全般的事項

工事の実施に伴う環境影響評価は、既存施設の稼働に伴う影響も考慮して、予測条件を明確に記載し、的確な予測及び評価等を実施すること。

#### (2) 大気質

予測においては、諸元を適切に設定することが重要である。煙突排ガスの諸元のうち排ガス量については、同規模の類似事例を参考にしたとしているが、根拠を具体的に記載すること。

#### (3) 景観

調査及び予測においては、撮影時期や調査・予測地点の選定方法によって、眺望景観や圧迫感への影響があるため、適切な時期及び地点を選定すること。

### 3 その他

(1) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

(2) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。